

ロシア連邦大統領令

ロシア経済の発展安定性向上のための追加的措置について

ロシア経済の発展安定性の向上、企業活動の発展促進および公認経済事業者制度適用実務の改善を目的として、下記を決定する：

1. 2027年6月30日まで（同日を含む）、ロシア連邦領内において、ロシア連邦への商品の搬入にあたって税関組織が徴収する付加価値税の納付を猶予する措置の実証実験（以下、「実験」）を行う。
2. ロシア連邦への商品の搬入にあたって税関組織が徴収する付加価値税の納付を猶予する措置（以下、「付加価値税納付猶予措置」）の提供は、国内消費向け引渡し通関手続きにもとづく商品引渡し日から3カ月までの間、当該猶予措置の提供にかかわる利息の納付をとまなうことなく、これを行う。
3. ロシア連邦の法にしたがって設立され、かつ公認経済事業者登録簿および（または）ロシア経済基幹的企業一覧に掲載されている法人であって、付加価値税納付猶予措置提供の決定の対象である者をもって、実験参加者とする。
4. 実験への参加を希望する法人は、付加価値税納付猶予措置提供申請書の提出日時点において次に掲げる要求事項に適合していなければならない：
 - a) 税関組織が行う、同組織が保有する情報および当該実験参加者の商品計上システムから得られる情報に関するモニタリング実験に参加していること；
 - b) 一般課税制度を用いていること；
 - c) 税関支払金、特別関税、反ダンピング関税、相殺関税、利息および罰金の納付義務で、所定の期限までに履行されていないものが存在しないこと；
 - d) 税関組織の権限に属する行政的違法行為に関する事件についての法的に発効した判決にもとづいて発生した行政罰金の納付義務で、ロシア連邦行政的違法行為法典が定める期限までに履行されていないものが存在しないこと；
 - e) 設立発起人および（または）経営者に対して提起された、ロシア連邦の刑事訴訟法によってその事前調査が税関組織の権限とされていて、発生した損害の補償が行われていない刑事事件が存在しないこと；
 - f) 商事裁判所における破産（倒産）訴訟が進行中でないこと；
 - g) 付加価値税納付義務の履行のための、その有効期限が猶予措置の対象である付加価値税の納付義務履行期限満了日から3カ月以上先である、担保金または銀行保証の形による包括的保証が存在すること。当該の包括的保証の提供は、税関規制に関するロシア連邦の法にしたがって行われる。
5. 付加価値税納付猶予措置の提供を受けた商品の受取人は、一般課税制度を採用する。
6. 付加価値税納付猶予措置の提供を受けた商品の爾後の販売は、実験参加者または当該商品の受取人が、個人事業主でない自然人または一般課税制度を用いている組織に対して、これを行うことができる。
7. 付加価値税納付猶予措置提供申請書は、税関規制に関するロシア連邦の法が定める書式および手順により、電子的形式で、2027年6月15日まで（同日を含む）に連邦税関局にこれを提出する。
8. 商品引渡し後の税関調査の結果にもとづいて本令第6項が定める条件の不遵守が発見された場合には、

国内消費向け通関手続きにしたがい、商品引渡し日をもって、付加価値税の納付期限とする。

9. ロシア連邦経済発展省は、本令の発効日から3労働日以内に連邦税関局にロシア経済基幹的企業一覧を提供し、また同一覧の変更に関する決定の承認日から5労働日以内に、変更後の一覧を提供する。

10. ロシア連邦最高検察庁およびロシア連邦会計検査院は、自らの権限の行使にあたり、本令が定める特異事項を考慮に入れる。

11. ロシア連邦財務省に対し、本令の適用の諸問題に関する公式の解説を行う権利を与える。

12. ロシア連邦財務省および連邦税関局は、2027年8月30日までに、実験実施結果に関する報告書を提出する。

13. 本令はそれが署名された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年4月20日

第263号